

「東久留米市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（案）」に対する
パブリックコメント（ご意見）と市の考え方

- ・実施期間 平成26年12月15日～平成27年1月9日
- ・ご意見者 1名

ご意見の概要	市の考え方
「地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が概ね6,000人以上となる場合は、その超える部分について概ね2,000人までごとに、省令の（1）から（3）までに掲げる者のうちから1人を追加する。」を追加規定することをお願いします。	6,000人を参考として、現在、常勤職員を3人配置していません。6,000人を超過している区域は、各センターの業務量や内容を踏まえ増員配置しております。なお、条例の制定に際しては、「従うべき基準」となっておりますので、国と省令と異なる内容は原則定めることはできないと考えております。

「東久留米市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）」に対するパブリックコメント（ご意見）と市の考え方

- ・実施期間 平成26年12月15日～平成27年1月9日
- ・ご意見者 1名

ご意見の概要	市の考え方
文書の保存期間について、厚生労働省令で2年と定められているものの一部を5年に変更するとともに、保存期間の定めのない文書の一部の保存期間を5年とする基準を新たに設けるようお願いします。	文書の保存期間は、不当利得の返還請求の関係を考慮し、ご意見のとおり、5年が適切と考えております。